

技術提案・交渉方式の運用要領

令和2年1月24日 制定

第1 方針

建設工事の発注にあたり、厳しい条件下で高度な技術が必要とされ、最適な仕様を設定できない工事、または仕様の前提となる条件の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定する場合においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に基づき整備された「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和2年1月）」（以下「ガイドライン」という。）を準用し、関係法令に従って「技術提案・交渉方式」を適用するものとし、「第2 運用」に示す手続きを加えて厳格に運用する。また、ガイドラインが今後改訂された場合には、最新のものを用いる。

なお、この他、詳細設計付工事発注方式など、発注前に実施設計を行わない建設工事の発注については、予備設計に基づく標準案を策定する外、入札契約手続きは、広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第14条の規定に基づき、原則として一般競争入札により手続きを進める。

第2 運用

「技術提案・交渉方式」はガイドラインによるほか、「高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会」の調査報告書を踏まえた再発防止の具体的な取組みにより、次のことを遵守すること。

(1) 技術提案・交渉方式の適用について

- ① 建設工事への「技術提案・交渉方式」適用の方針決定にあたっては、広島高速道路公社競争入札等執行委員会で審議する。
- ② 発注担当課と技術管理課は、建設工事への「技術提案・交渉方式」適用について、建設工事の発注事務に精通する他機関（広島県及び広島市）に、予め当該方式適用の妥当性・適正性について意見を聞く。

意見を聞く際は、広島高速道路公社技術提案・交渉方式に係る意見聴取要領による。

【補足】

- 広島県及び広島市の意見聴取先は次のとおりである。
- 広島県：土木建築局技術企画課技術指導グループ
土木建築局建設産業課入札制度グループ
- 広島市：道路交通局道路部道路計画課高速道路整備係

- ③ 発注担当課と技術管理課は、「技術提案・交渉方式」の手続きに関する学識経験者の選定やその運営の案をとりまとめ、当該方式適用の決定について、他機関（広島県及び広島市）の意見を添えて、広島高速道路公社競争入札等執行委員会で審議する。

【補足】

他機関への意見聴取結果も踏まえて、広島高速道路公社競争入札等執行委員会において、対象とする建設工事への「技術提案・交渉方式」の適用について審議し、ガイドラインに示す「技術提案・交渉方式」のフローに沿って手続きを進める。

(2) 適正な工事費積算

建設コンサルタント等を活用し、公社による工事費積算や提案の審査・評価の体制を構築して、入札契約手続きを進める。併せて工事費積算にあたり、施工実績のある他機関や学識経験者の意見聴取を行い、同種工事の最新情報を収集する。

【補足】

競争参加者の提案する目的物の品質・性能のレベルの目安として設定する参考額は、目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断に重要な資料であり、また、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなばらつきがある場合、その内容を手続き中の短期間で評価することは困難となることが想定されるため。

(3) 参考額の設定

参考額の設定については、ガイドラインに定める次の3種類の契約タイプ別の規定に基づき、実施する。

なお、価格等の交渉の成立では、参考額と見積りの総額が著しく乖離していない、また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められることが条件となるので、工事発注時点の設計に基づく標準案を作成することを原則とするが、標準案が作成できない場合については、見積額の妥当性を比較・検証するための資料を作成し、適切に参考額を設定する。

①設計・施工一括タイプ

ガイドラインP16～18 「3.2 参考額」

②技術協力・施工タイプ

ガイドラインP38～41 「4.2 参考額」

③設計交渉・施工タイプ

ガイドラインP78～81 「5.2 参考額」

【補足】

「技術提案・交渉方式」では、仕様の確定が困難な工事において、競争参加者に技術提案を求め、技術提案と価格等の交渉を踏まえ仕様を確定していくことから、提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過

剰な品質で高価格な提案となる恐れがある。また、競争参加者により提案された目的物の品質・性能や価格等に大きなばらつきがある場合、発注者がその内容の評価を適切に実施することが困難となることも想定される。

(4) 競争参加者との交渉等（技術対話）

技術対話を実施する場合には、ガイドラインに定める次の3種類の契約タイプ別の規定に基づき、実施する。

また、公平性を保つよう予め各競争参加者に対し求める改善要請事項を整理するとともに、書面でこれを提示する（別紙参照）。

①設計・施工一括タイプ

ガイドライン P24～26 「3.3.5 技術提案の改善（技術対話）」

②技術協力・施工タイプ

ガイドライン P51～53 「4.3.5 技術提案の改善（技術対話）」

③設計交渉・施工タイプ

ガイドライン P89～91 「5.3.5 技術提案の改善（技術対話）」

【補足】

公社は提出された技術提案の審査・評価後に、必要に応じて競争参加者に技術提案に対する確認や改善に関する対話をを行い、その結果を踏まえて、学識経験者の意見聴取を行い、競争参加者の中から優先交渉権者を選定することとなり、契約後に技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するため。

(5) 競争参加者との交渉等（価格交渉）

価格交渉を実施する場合には、ガイドラインに定める次の3種類の契約タイプ別の規定に基づき、実施する。

①設計・施工一括タイプ

ガイドライン P28～32 「3.4 価格等の交渉」

②技術協力・施工タイプ

ガイドライン P65～73 「4.5 価格等の交渉と基本協定書への記載」

③設計交渉・施工タイプ

ガイドライン P95～102 「5.4 価格等の交渉と基本協定書への記載」

【補足】

「技術提案・交渉方式」には価格競争のプロセスがなく、優先交渉権者と仕様・価格等を交渉し、交渉が成立した場合に契約を締結する方式であるため、予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、価格等の交渉の過程にお

ける学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定め、公正性や透明性を確保する必要がある。

(6) 競争参加者との交渉等（全般）

- ① 技術対話や価格等の交渉において、発注担当課は公正性を確保するよう競争参加者と協議の内容を十分に確認し、技術対話や価格等の交渉の記録を整備する（別紙参照）。
- ② 上記の記録の外、交渉等を実施する発注担当課の職員に加えて、立会者として、総務課及び技術管理課の職員が同席することを標準とする（別紙参照）。
- ③ 公告、入札説明書及び設計図書等に対する質問があった場合には、発注担当課、総務課及び技術管理課の合議の上、回答する。

第3 その他

- ① 優先交渉権者との価格等の交渉が成立となった場合には、その者と随意契約となる。

【補足】

「技術提案・交渉方式」における技術提案は標準的なものではなく、各社独自の高度で専門的なノウハウ、工法等を含んでおり、これを踏まえて的確に工事を実施できる者は、当該技術提案を行った者しか存在しないため。

- ② 予定価格の取扱いは、その他の建設工事と同様に、「建設工事に係る予定価格の取扱いについて（平成29年2月2日付）」のとおり、事後公表とする。

【別紙】

国土交通省のガイドラインに定める
3種類のタイプ別の公社の運用について

本資料は、「技術提案・交渉方式の運用要領（令和2年1月24日）」（以下「要領」という。）に基づき、国土交通省のガイドラインに加えて運用する、要領 第2 運用(4)競争参加者との交渉等（技術対話）、(6)競争参加者との交渉等（全般）の規定を に記載し、ガイドラインに追記している。

目次

I	「設計・施工一括タイプ」の適用.....	2
i	競争参加者との交渉等（技術対話）.....	2
ii	競争参加者との交渉等（価格交渉）.....	5
II	「技術協力・施工タイプ」の適用.....	6
i	競争参加者との交渉等（技術対話）.....	6
ii	競争参加者との交渉等（価格交渉）.....	9
III	「設計交渉・施工タイプ」の適用.....	10
i	競争参加者との交渉等（技術対話）.....	10
ii	競争参加者との交渉等（価格交渉）.....	13

I 「設計・施工一括タイプ」の適用

i 競争参加者との交渉等（技術対話）

（ガイドラインP24～P26）3.3.5技術提案の改善（技術対話）

技術提案・交渉方式では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、または競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第17条）。この場合、技術提案の改善ができる旨を説明書等に明記することとする。説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

（）技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

- ① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で（）に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。
- ② 技術提案書の記載内容について、（）に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じて指示する資料の提出には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

（1）技術対話の実施

【第2 運用（4）競争参加者との交渉等（技術対話）】

公平性を保つよう予め各競争参加者に対し求める改善要請事項を整理するとともに、書面でこれを提示する。

【第2 運用（6）競争参加者との交渉等（全般）】

- ① 技術対話や価格等の交渉において、発注担当課は公正性を確保するよう競争参加者と協議の内容を十分に確認し、技術対話や価格等の交渉の記録を整備する。
- ② 上記の記録の外、交渉等を実施する発注担当課の職員に加えて、立会者として、総務課及び技術管理課の職員が同席することを標準とする。

1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。

競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとすることから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話をを行うものとする。技術対話を実施する場合の技術提案の提出から優先交渉権者選定通知までの手順フローを図 3-4 に示す。

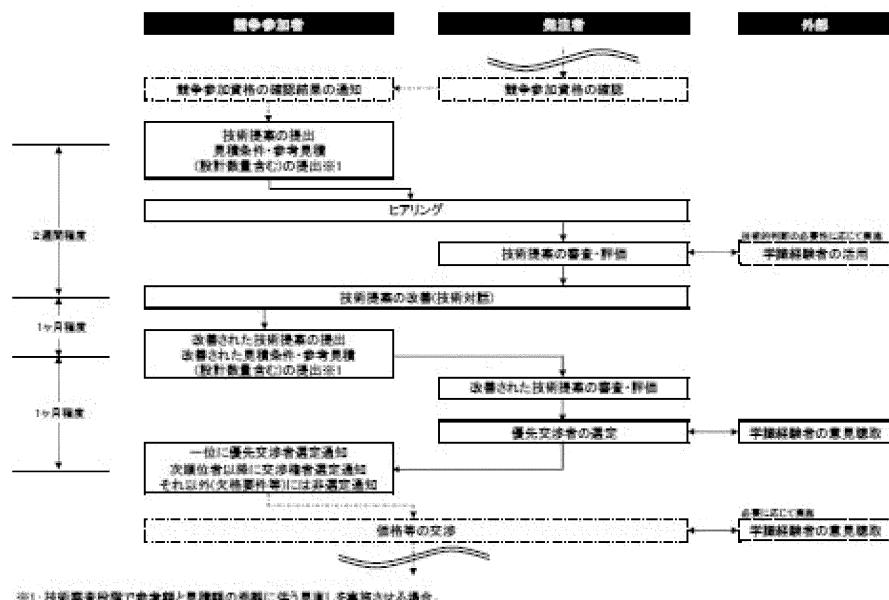


図 3-4 技術対話を実施する場合の手順フロー

なお、技術対話において他者の技術提案、競争参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

a) 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

b) 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料

の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにも関わらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

c) 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を説明書等に明記する。

d) 見積りの提出要請（技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合（表 3-2 参照））

発注者は見積書、見積条件書及び設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。

4) 文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

(2) 改善された技術提案の審査

優先交渉権者を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。

(3) 技術対話の省略

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事において、価格競争は行わず、主たる事業課題に対する提案能力等、前提条件の不確定要素の影響を受けにくい評価項目により優先交渉権者を選定するのが基本となる。そのため、技術提案・交渉方式では、工事の特性、評価項目等に応じて、技術提案の改善（技術対話）が必要ないと認められる場合には、技術対話を行わないことで手続を簡素化することも可能とする。

ii 競争参加者との交渉等（価格交渉）

(ガイドラインP29~30) 3.4.5 価格等の交渉の実施

事前の準備に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。

- 参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- 積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事実績での資機材の支払伝票、日報、出面等の資料の提示を受けることが考えられる。

また、価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行うことに留意する。

【第2 運用 (6) 競争参加者との交渉等（全般）】

- ① 技術対話や価格等の交渉において、発注担当課は公正性を確保するよう競争参加者と協議の内容を十分に確認し、技術対話や価格等の交渉の記録を整備する。
- ② 上記の記録の外、交渉等を実施する発注担当課の職員に加えて、立会者として、総務課及び技術管理課の職員が同席することを標準とする。

II 「技術協力・施工タイプ」の適用

i 競争参加者との交渉等（技術対話）

（ガイドラインP51～53）4.3.5技術提案の改善（技術対話）

技術提案・交渉方式では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、または競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第17条）。この場合、技術提案の改善ができる旨を説明書等に明記することとする。

説明書の記載例を以下に示す。

[説明書の記載例]

（）技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で（）に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。

② 技術提案書の記載内容について、（）に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じて指示する資料の提出には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(1)技術対話の実施

【第2 運用 (4)競争参加者との交渉等（技術対話）】

公平性を保つよう予め各競争参加者に対し求める改善要請事項を整理するとともに、書面でこれを提示する。

【第2 運用 (6)競争参加者との交渉等（全般）】

① 技術対話や価格等の交渉において、発注担当課は公正性を確保するよう競争参加者と協議の内容を十分に確認し、技術対話や価格等の交渉の記録を整備する。

② 上記の記録の外、交渉等を実施する発注担当課の職員に加えて、立会者として、総務課及び技術管理課の職員が同席することを標準とする。

1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。

競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとすることから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話をを行うものとする。技術対話を実施する場合の技術提案の提出から優先交渉権者選定通知までの手順フローを図 4-5 に示す。

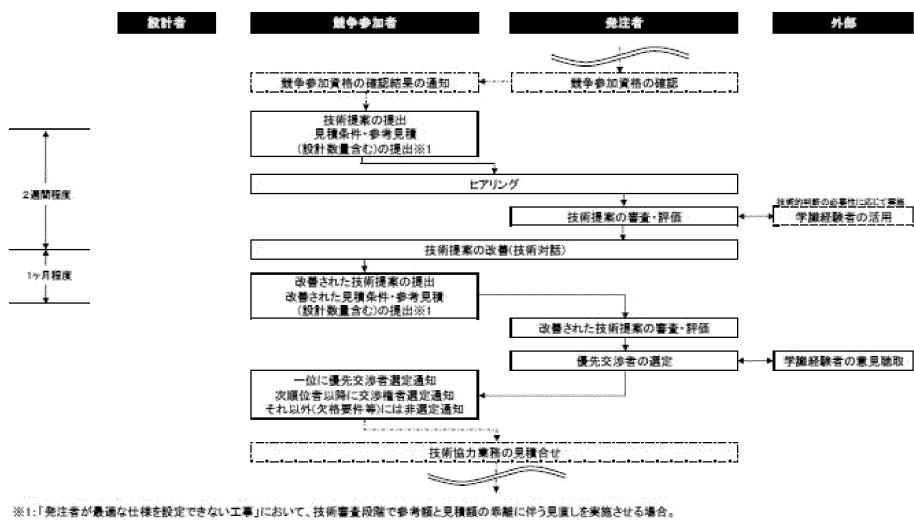


図 4-5 技術対話を実施する場合の手順フロー

なお、技術対話において他者の技術提案、競争参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

a) 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

b) 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の実現性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにも関わらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

c) 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を説明書等に明記する。

d) 見積りの提出要請（技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合（表 4-4 参照））

発注者は見積書、見積条件書及び設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。

4) 文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

(2) 改善された技術提案の審査

優先交渉権者を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。

(3) 技術対話の省略

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事において、価格競争は行わず、主たる事業課題に対する提案能力等、前提条件の不確定要素の影響を受けにくい評価項目により優先交渉権者を選定するのが基本となる。そのため、技術提案・交渉方式では、工事の特性、評価項目等に応じて、技術提案の改善（技術対話）が必要ないと認められる場合には、技術対話を行わないことで手続を簡素化することも可能とする。

ii 競争参加者との交渉等（価格交渉）

（ガイドラインP67）4.5.5価格等の交渉の実施

事前の準備に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。

- 参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- 積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事実績での資機材の支払伝票、日報、出面等の資料の提示を受けることが考えられる。
- 主要な工種に関して、積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、類似実績等、優先交渉権者の見積りの妥当性を確認できる情報が価格等の交渉の段階には存在しないものの、発注者が必要と認めた場合に施工中の歩掛調査を行い、歩掛の実態と施工者の見積りとに乖離がある場合、歩掛の実態に応じて工事費用を精算する。

また、価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行うことに留意する。

【第2 運用 (6) 競争参加者との交渉等（全般）】

- ① 技術対話や価格等の交渉において、発注担当課は公正性を確保するよう競争参加者と協議の内容を十分に確認し、技術対話や価格等の交渉の記録を整備する。
- ② 上記の記録の外、交渉等を実施する発注担当課の職員に加えて、立会者として、総務課及び技術管理課の職員が同席することを標準とする。

III 「設計交渉・施工タイプ」の適用

i 競争参加者との交渉等（技術対話）

(ガイドラインP 89~91) 5.3.5技術提案の改善（技術対話）

技術提案・交渉方式では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、または競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第17条）。この場合、技術提案の改善ができる旨を説明書等に明記することとする。

説明書の記載例を以下に示す。

【説明書の記載例】

（）技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

- ① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で（）に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。
- ② 技術提案書の記載内容について、（）に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じて指示する資料の提出には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(1)技術対話の実施

【第2運用 (4)競争参加者との交渉等（技術対話）】

公平性を保つよう予め各競争参加者に対し求める改善要請事項を整理するとともに、書面でこれを提示する。

【第2運用 (6)競争参加者との交渉等（全般）】

- ① 技術対話や価格等の交渉において、発注担当課は公正性を確保するよう競争参加者と協議の内容を十分に確認し、技術対話や価格等の交渉の記録を整備する。
- ② 上記の記録の外、交渉等を実施する発注担当課の職員に加えて、立会者として、総務課及び技術管理課の職員が同席することを標準とする。

1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を出したすべての競争参加者を対象に実施する。

競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加

者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとすることから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話をを行うものとする。技術対話を実施する場合の技術提案の提出から優先交渉権者選定通知までの手順フローを図 5-5 に示す。

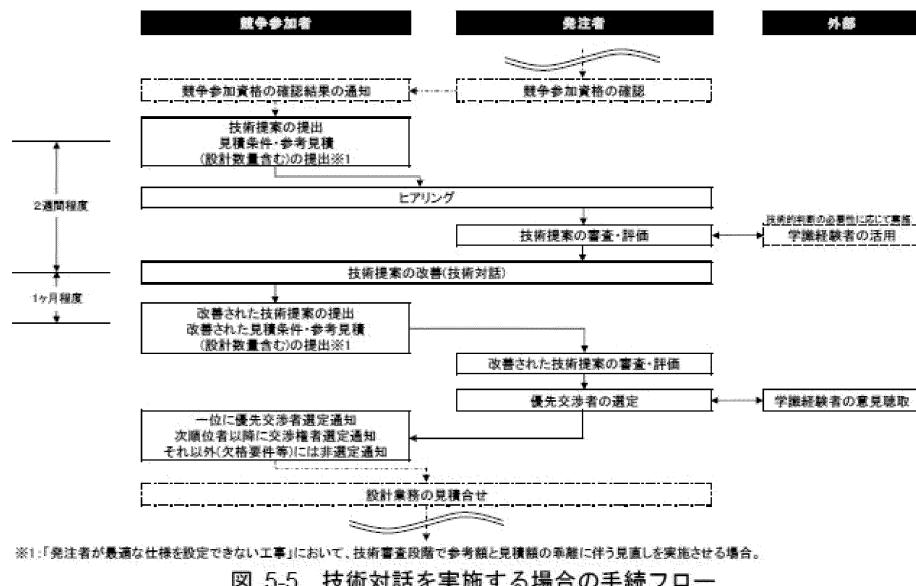


図 5-5 技術対話を実施する場合の手順フロー

なお、技術対話において他者の技術提案、競争参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

a) 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

b) 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の実現性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにも関わらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすること

が必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

c) 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を説明書等に明記する。

d) 見積りの提出要請（技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合（表 5-4 参照））

発注者は見積書、見積条件書及び設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。

4) 文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

(2) 改善された技術提案の審査

優先交渉権者を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。

(3) 技術対話の省略

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事において、価格競争は行わず、主たる事業課題に対する提案能力等、前提条件の不確定要素の影響を受けにくい評価項目により優先交渉権者を選定するのが基本となる。そのため、技術提案・交渉方式では、工事の特性、評価項目等に応じて、技術提案の改善（技術対話）が必要ないと認められる場合には、技術対話を行わないことで手続を簡素化することも可能とする。

ii 競争参加者との交渉等（価格交渉）

（ガイドラインP96～97）5.4.5価格等の交渉の実施

事前の準備に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。

- 参考額又は予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- 積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。見積りの根拠に関しては、優先交渉権者から同一工種の工事実績での資機材の支払伝票、日報、出面等の資料の提示を受けることが考えられる。

また、価格等の交渉を経ても、参考額又は予定事業規模と見積額の乖離が残り、その内容の妥当性や必要性が認められない場合は、交渉を不成立とし、優先交渉権者を契約の相手方としないこととする。

なお、契約後に、価格等の交渉時に合意した見積条件が、実際の条件と異なることが判明した場合には、実際の条件に合わせて契約額の変更を行うことに留意する。

【第2 運用 (6) 競争参加者との交渉等（全般）】

- ① 技術対話や価格等の交渉において、発注担当課は公正性を確保するよう競争参加者と協議の内容を十分に確認し、技術対話や価格等の交渉の記録を整備する。
- ② 上記の記録の外、交渉等を実施する発注担当課の職員に加えて、立会者として、総務課及び技術管理課の職員が同席することを標準とする。